※法人代表者変更の場合、添付すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者が旅館業法第３条第２項各号（以下のとおり）に該当することの有無及びその内容 | 無・有（内容） |
| （１）精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者  （２）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  （３）禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過していない者  （４）旅館業法第８条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して３年を経過していない者  （５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して５年を経過しない者（（８）において「暴力団員等」という。）  （６）営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が（１）から（５）までのいずれかに該当するもの  （７）法人であって、その業務を行う役員のうちに（１）から（５）までのいずれかに該当する者があるもの  （８）暴力団員等がその事業活動を支配する者 |  |